

指定管理者候補者の選定結果について

西区地域課所管のコミュニティセンター及びコミュニティハウスのうち、以下の4施設について、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、以下のとおり指定管理者候補者を選定しました。

| 施設名及び所在地 | 指定管理者（候補者） |
|---------------------------------------|---|
| 新潟市坂井輪コミュニティセンター 新潟市西区小針西1丁目12番12号 | 坂井輪コミュニティセンター管理運営委員会 代表者 会長 下川 照雄 住 所 新潟市西区小針西1丁目12番12号 |
| 新潟市西コミュニティセンター 新潟市西区内野上新町11810番地 | 西内野コミュニティ協議会 代表者 会長 寺瀬 千恵 住 所 新潟市西区内野上新町11810番地 |
| 新潟市青山コミュニティハウス 新潟市西区青山6丁目16番20号 | 青山小学校区コミュニティ協議会 代表者 会長 中藤 榮子 住 所 新潟市西区青山6丁目16番20号 |
| 新潟市五十嵐コミュニティハウス 新潟市西区上新栄町4丁目5番68号 | 五十嵐小学校区コミュニティ協議会 代表者 会長 伊藤 和美 住 所 新潟市西区上新栄町4丁目5番68号 |

選定理由等

| | | | | | | | |
|----------------------|---|-----------|----------|----------|-----------------|-----------|------------|
| 施設の概要 | 地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりを推進するために設置された施設です。これらの施設には、ホールや会議室等を設置しています。 | | | | | | |
| 指定期間（予定） | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 | | | | | | |
| 募集形態 | 非公募 | | | | | | |
| 指定管理者 申請者 評価会議 | 委員 江端 明夫（黒埼南ふれあい協議会 事務局） 委員 中村 美香（NPO法人まちづくり学校 理事） 委員 深滝 信夫（新潟税理士法人深滝合同事務所 会長） | | | | | | |
| 選定基準・ 評価項目 | <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の平等利用の確保 「団体について」「施設の管理方法」 2 施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られる 「予算の範囲内での適正な執行」「事業提案内容」 「稼働率アップへの取組」「サービス向上に向けた取組」 「要望や苦情への対応」 3 事業計画に沿った管理を安定して行う能力 「従事者の雇用・労働条件」「安全確保・災害時の対応」 「社会貢献活動」 「ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組」 「個人情報保護の取り組み・関係法令の遵守」 | | | | | | |
| 評価会議に おける評価 | 新潟市西区コミュニティセンター等指定管理者申請者評価会議では、プレゼンテーションや意見交換、申請者から提出された事業計画書等の資料に基づき評価を行い、申請のあった4団体について「適」と評価されました。 | | | | | | |
| 選定理由 | 評価会議における評価結果をもとに所管部署において検討した結果、申請者は指定管理者としての業務遂行能力を有することから、指定管理者候補者に選定することとしました。 | | | | | | |
| スケジュール | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">評価会議（第1回）</td> <td>令和2年9月3日</td> </tr> <tr> <td>指定申請書の受付</td> <td>令和2年9月10日～10月8日</td> </tr> <tr> <td>評価会議（第2回）</td> <td>令和2年10月23日</td> </tr> </table> | 評価会議（第1回） | 令和2年9月3日 | 指定申請書の受付 | 令和2年9月10日～10月8日 | 評価会議（第2回） | 令和2年10月23日 |
| 評価会議（第1回） | 令和2年9月3日 | | | | | | |
| 指定申請書の受付 | 令和2年9月10日～10月8日 | | | | | | |
| 評価会議（第2回） | 令和2年10月23日 | | | | | | |

【参考】現指定管理者の評価（指定期間：平成30年4月1日～令和3年3月31日）

| 施設名 (指定管理者) | 総評 |
|---|--|
| 坂井輪コミュニティセンター (坂井輪コミュニティセンター管理運営委員会) | <p>西区で一番古くからあるコミュニティセンターであり、築後30年以上を経過した木造の施設であるが、施設を良好に保ち、利用者の安全確保も十分にされている。また、定期的な利用者団体代表者会議を開催し、施設運営に役立てたり、文化祭や講演会などの各種地域住民向けの自主事業を実施するなど、市民協働の拠点として活動を進めている。</p> <p>その他、稼働率の高さから「地域コミュニティの活性化」が図られている点や、コスト意識を持ち経費節減に努め管理にあたっていることから、指定管理者として優良と評価できる。</p> |
| 西コミュニティセンター (西内野コミュニティ協議会) | <p>まちづくりセンターの機能も有し、また、西区で二番目に大きなコミュニティセンターのため、利用者数も多い施設となっているが、施設を良好に保ち、利用者の安全確保も十分にされている。</p> <p>また、定期的な利用者団体代表者会議を開催し、施設運営に役立てたり、文化祭や演奏会などの各種地域住民向けの自主事業を実施するなど、市民協働の拠点として活動を進めている。</p> <p>その他、稼働率の高さから「地域コミュニティの活性化」が図られている点や、コスト意識を持ち経費節減に努め管理にあたっていることから、指定管理者として優良と評価できる。</p> |
| 青山コミュニティハウス (青山小学校区コミュニティ協議会) | <p>まちづくりセンターの機能も有し、また、利用者数・利用率も増加傾向にあり、コミュニティ活動の中心的施設として、地域住民に密着した施設となっている。また、築後38年を経過した木造の建物であるが、施設を良好に保ち、利用者の安全確保も十分にされている。</p> <p>また、定期的な利用者団体代表者会議を開催し、施設運営に役立てたり、文化祭などの各種地域住民向けの自主事業を実施するなど、市民協働の拠点として活動を進めている。</p> <p>その他、稼働率の高さから「地域コミュニティの活性化」が図られている点や、コスト意識を持ち経費節減に努め管理にあたっていることから、指定管理者として優良と評価できる。</p> |
| 五十嵐コミュニティハウス (五十嵐小学校区コミュニティ協議会) | <p>まちづくりセンターの機能も有し、コミュニティ活動の中心的施設として、地域住民に密着した施設となっている。</p> <p>定期的な利用者団体代表者会議を開催し、施設運営に役立てたり、文化祭などの各種地域住民向けの自主事業を実施するなど、市民協働の拠点として活動を進めている。</p> <p>その他、稼働率の高さから「地域コミュニティの活性化」が図られている点や、コスト意識を持ち経費節減に努め管理にあたっていることから、指定管理者として優良と評価できる。</p> |

新潟市西区コミュニティセンター等指定管理者申請者 評価結果

| 評価項目 | 審査の観点 | 坂井輪 コミュニティセンター | 西 コミュニティセンター | 青山 コミュニティハウス | 五十嵐 コミュニティハウス | |
|-----------------------------|----------------------|--|------------------|---------------------|----------------------|---|
| | | 坂井輪 コミュニティセンター 管理運営委員会 | 西内野 コミュニティ協議会 | 青山小学校区 コミュニティ協議会 | 五十嵐小学校区 コミュニティ協議会 | |
| ○施設の平等利用の確保 | | | | | | |
| 評価項目 | 団体について | 地域に密着した団体であるか。 新潟市のコミュニティ施策について理解しているか。 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| | 施設の管理方法 | 事業計画書に定める施設の管理方法は適切か。 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| ○施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られる | | | | | | |
| 評価項目 | 予算の範囲内での適正な執行 | 予算の範囲内での適正な執行が見込まれるか。 経費削減の取り組みが具体的に提案されているか。 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| | 事業提案内容 | 事業計画が具体的で実現可能な内容か。 施設や地域にとって有効な事業が計画されているか。 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| | 稼働率アップへの取組 | 施設の稼働率アップに対する取り組みが具体的か。 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| | サービス向上に向けた取組 | サービス向上に向けた具体的な取り組みが提案されているか。 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| | 要望や苦情への対応 | 施設に対する要望や苦情を受けるための仕組みが提案されているか。 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| ○事業計画に沿った管理を安定して行う能力 | | | | | | |
| 評価項目 | 従事者の雇用・労働条件 | 施設の管理運営に必要な人材・人数が適正に見込まれているか。 雇用・労働条件は適切か。 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| | 安全確保・災害時の対応 | 利用者の安全確保のための対応が提示されているか。 災害時のマニュアル等が整備されているか。 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| | 社会貢献活動 | 地域活動への参加や障がい者雇用などの社会貢献活動の取り組みが提示されているか。 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| | ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組 | 男女がともに働きやすい職場環境づくりや女性の登用などワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組んでいるか。 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| | 個人情報保護の取り組み・関係法令の遵守 | 個人情報保護のマニュアル等が整備されているか。 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| 総合評価 | | 適 | 適 | 適 | 適 | |

指定管理者申請者事業計画書概要一覧

| 施設名 | 新潟市坂井輪コミュニティセンター |
|--------------------------|---|
| 団体名 | 坂井輪コミュニティセンター管理運営委員会 |
| 1. 団体について | <p>設立：S61. 7. 30</p> <p>組織体制：役員 12 名（会長以下 10 名、監事 2 名）</p> <p>坂井輪地区の自治会・町内会から構成される各地区コミュニティ協議会及び地域団体の代表者から推薦された者より構成。坂井輪地区内の連帯感と住民の健康増進に努め、地域コミュニティ活動の発展・振興を図り、センターの利用者が施設を等しく利用できるような努め、有効利用と経費削減を図り、事業計画に沿って適正に管理し、地域との交流促進を図ることを基本方針とする。</p> |
| 2. 施設の管理方法 | <p>運営に関する業務</p> <p>1. 日常業務</p> <p>①利用受付 ②利用料金の領収、還付 ③来館者の確認、記録 ④日報の作成 ⑤トラブル対応 ⑥個人情報の保護、守秘義務の徹底 ⑦適正利用の指導 ⑧条例で定める規定による退去命令</p> <p>2. 月間業務</p> <p>①予算執行状況を取りまとめ、区へ報告。</p> <p>②利用の許可及び利用状況を取りまとめ、区へ報告。</p> <p>3. 年間業務</p> <p>①収支決算書・事業報告書を作成し指定管理料の精算を行う。</p> <p>②職員研修を行い 接遇マナーの向上に努める。</p> <p>③管理運営会議を開催し、管理運営体制の構築を図る。</p> <p>④問題が生じた場合問題の早期解決に努める。</p> <p>⑤休館日又は開館時間を変更する場合市長の承認を受ける。</p> <p>⑥利用料金に関することは市長の承認を受ける。</p> <p>⑦施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務について行う。</p> <p>維持管理に関する業務</p> <p>1. 日常業務</p> <p>①施設及び設備等の維持管理 ②開錠、施錠等の管理 ③建物、設備、物品等の管理 ④整理整頓、清掃、安全点検</p> <p>2. 月間業務</p> <p>①定期的に屋内外の安全点検を実施し不備等がある場合は、区へ報告を行う。</p> |
| 3. 予算の範囲内での適正な執行 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要の無い箇所の消灯 ・空調の温度管理 ・裏紙の再利用など消耗品の消費を抑える |
| 4. 事業提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・芸能発表会 ・カラオケ発表会 ・作品展と茶会 ・ふれあい講演会と昼食会 ・親睦囲碁大会、親睦麻雀大会 |
| 5. 稼働率アップへの取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等による情報発信により、地域への周知を行う。 ・各種自主事業の開催 |
| 6. サービス向上に向けた取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ・他のコミュニティセンター及びコミュニティハウスとの連携を図り、積極的な情報交換を行う。 ・業務日誌などを活用し常に情報を交換するとともに、職員研修を積極的に行い、運営におけるスキルアップを目指す。 ・施設の利用者の拡大や利用率アップ、情報発信を図るため、定期的に広報誌を発行するなど広報活動に積極的に取り組む。 |
| 7. 要望や苦情への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用報告書への意見欄設置 ・利用団体代表者会議の年 2 回実施 ・利用者の要望や苦情に適切に対応し、必要に応じ区へ報告 |
| 8. 従事者の雇用・労働条件 | <p>管理人 3 名雇用（常時 1 名ないし 2 名勤務）</p> <p>①管理人の勤務時間は交替制とし 1 週 40 時間勤務とし勤務時間は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早番 午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分まで（7 時間勤務） ・中番 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（8 時間勤務） ・遅番 午後 4 時から午後 9 時 30 分まで（5 時間 30 分勤務） ・特別早番 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（8 時間勤務） ・特別遅番 午後 4 時から午後 9 時 30 分まで（5 時間 30 分勤務） <p>②休憩時間は、延べ勤務時間が 6 時間を超え 8 時間以内のとき 45 分 延べ勤務時間が 8 時間を超えるとき 1 時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日：毎週 1 日以上の日を与える ・賃金：1 か月あたり月給 143,500 円 ・時間外勤務手当：時間外勤務発生時に関係法令に基づき支払い ・年次有給休暇：関係法令に基づき年次有給休暇を与える ・労働保険への加入 |
| 9. 安全確保・災害時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機対策マニュアル作成 ・避難訓練を年 2 回、AED 取扱講習会を年 1 回実施 |
| 10. 社会貢献活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・コミュニティ協議会の優先利用、及びコミュニティ協議会の利用料金の減免 ・坂井輪小学校児童の社会見学の受け入れ |
| 11. ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・女性の視点や意見を反映していくため、管理運営のための会議を活用し、女性役員の意見聴取を行う。 |
| 12. 個人情報保護の取り組み、関係法令の遵守 | <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの作成 ・年 1 回以上内部研修を実施 |

| 施設名 | 新潟市西コミュニティセンター |
|--------------------------|--|
| 団体名 | 西内野コミュニティ協議会 |
| 1. 団体について | <p>設立：H18. 3. 22</p> <p>組織体制：役員 12 名（会長以下 10 名、監事 2 名）</p> <p>西内野小学校区の自治会・町内会及び関係団体から選出された代表者により構成。</p> <p>西内野小学校区内の連帯感と住民の健康増進に努め、地域コミュニティ活動の発展・振興を図り、センターの利用者が施設を等しく利用できるように努め、有効利用と経費削減を図り、事業計画に沿って適正に管理し、地域との交流促進を図ることを基本方針とする。</p> |
| 2. 施設の管理方法 | <p>運営に関する業務</p> <p>1. 日常業務</p> <p>①利用受付 ②利用料金の領収、還付 ③来館者の確認、記録 ④日報の作成 ⑤トラブル対応 ⑥個人情報の保護、守秘義務の徹底 ⑦適正利用の指導 ⑧条例で定める規定による退去命令</p> <p>2. 月間業務</p> <p>①予算執行状況を取りまとめ、区へ報告。</p> <p>②利用の許可及び利用状況を取りまとめ、区へ報告。</p> <p>3. 年間業務</p> <p>①収支決算書・事業報告書を作成し指定管理料の精算を行う。</p> <p>②職員研修を行い接遇マナーの向上に努める。</p> <p>③管理運営のための会議を開催し、管理運営体制の構築を図る。</p> <p>④問題が生じた場合問題の早期解決に努める。</p> <p>⑤休館日又は開館時間を変更する場合市長の承認を受ける。</p> <p>⑥利用料金に関することは市長の承認を受ける。</p> <p>⑦施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務について行う。</p> <p>維持管理に関する業務</p> <p>1. 日常業務</p> <p>①施設及び設備等の維持管理 ②開錠、施錠等の管理 ③建物、設備、物品等の管理 ④整理整頓、清掃、安全点検</p> <p>2. 月間業務</p> <p>①定期的に屋内外の安全点検を実施し不備等がある場合は、区へ報告を行う。</p> |
| 3. 予算の範囲内での適正な執行 | <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費や通信費の節約 ・ペーパーレス化やサイクル・リユースの推進 ・消耗品の消費を抑える |
| 4. 事業提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化祭 ・講演会 ・演奏会 ・広報誌発行 |
| 5. 稼働率アップへの取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等による情報発信により、地域への周知を行う。 ・各種自主事業の開催 |
| 6. サービス向上に向けた取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ・他のコミュニティセンター及びコミュニティハウスとの連携を図り、積極的な情報交換を行う。 ・業務日誌などを活用し常に情報を交換するとともに、職員研修を積極的に行い、運営におけるスキルアップを目指す。 ・施設の利用者の拡大や利用率アップ、情報発信を図るため、年 3 回広報誌を発行するなど広報活動に積極的に取り組む。 |
| 7. 要望や苦情への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱の設置 ・利用者アンケートの実施 ・利用者の要望や苦情に適切に対応し、必要に応じ区へ報告 |
| 8. 従事者の雇用・労働条件 | <p>管理人 4 名雇用（常時 1 名ないし 2 名勤務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理人 4 名で早番・中番・遅番でローテーション ・休日：毎週 1 日以上の日を与える ・賃金：月給 107,625 円 ・時間外勤務手当：時間外勤務発生時に関係法令に基づき支払い ・年次有給休暇：関係法令に基づき年次有給休暇を与える ・労働保険への加入 |
| 9. 安全確保・災害時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機対策マニュアル作成 ・避難訓練を年 1 回実施 |
| 10. 社会貢献活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・西内野小学校の施設見学、内野中学校のキャリア教育など学校教育への協力 ・地域のイベントへの協力 ・まちづくりセンターとして地域課題の解決 |
| 11. ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理人のうち少なくとも 1 名は女性を雇用 ・管理運営にあたって、女性の視点や意見を反映していくため、管理運営のための会議を活用し、年 1 回以上は女性の協議会関係者らを交えた意見交換の場を設ける。 |
| 12. 個人情報保護の取り組み、関係法令の遵守 | <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの作成 ・年 1 回以上内部研修を実施 |

| 施設名 | 新潟市青山コミュニティハウス |
|--------------------------|---|
| 団体名 | 青山小学校区コミュニティ協議会 |
| 1. 団体について | <p>設立：H18. 8. 27</p> <p>組織体制：役員 20 名（会長以下 18 名、監事 2 名）</p> <p>青山小学校区の自治会・町内会及び関係団体から選出された代表者により構成。</p> <p>青山小学校区内の連帯感と住民の健康増進に努め、地域コミュニティ活動の発展・振興を図り、ハウスの利用者が施設を等しく利用できるように努め、有効利用と経費削減を図り、事業計画に沿って適正に管理し、地域との交流促進を図ることを基本方針とする。</p> |
| 2. 施設の管理方法 | <p>運営に関する業務</p> <p>1. 日常業務</p> <p>①利用受付 ②利用料金の領収、還付 ③来館者の確認、記録 ④日報の作成 ⑤トラブル対応 ⑥個人情報の保護、守秘義務の徹底 ⑦適正利用の指導 ⑧条例で定める規定による退去命令</p> <p>2. 月間業務</p> <p>①予算執行状況を取りまとめ、区へ報告。</p> <p>②利用の許可及び利用状況を取りまとめ、区へ報告。</p> <p>3. 年間業務</p> <p>①収支決算書・事業報告書を作成し指定管理料の精算を行う。</p> <p>②職員研修を行い、接遇マナーの向上に努める。</p> <p>③管理運営会議を開催し、管理運営体制の構築を図る。</p> <p>④問題が生じた場合問題の早期解決に努める。</p> <p>⑤休館日又は開館時間を変更する場合市長の承認を受ける。</p> <p>⑥利用料金に関することは市長の承認を受ける。</p> <p>⑦施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務について行う。</p> <p>維持管理に関する業務</p> <p>1. 日常業務</p> <p>①施設及び設備等の維持管理 ②開錠、施錠等の管理 ③建物、設備、物品等の管理 ④整理整頓、清掃、安全点検</p> <p>2. 月間業務</p> <p>①定期的に屋内外の安全点検を実施し不備等がある場合は、区へ報告を行う。</p> |
| 3. 予算の範囲内での適正な執行 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要の無い箇所の消灯 ・空調の温度管理 ・裏紙の再利用など消耗品の消費を抑える。 |
| 4. 事業提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化祭 ・月曜開館の実施 ・高齢者を対象にした健康増進体操の実施 ・広報誌発行 |
| 5. 稼働率アップへの取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等による情報発信により、地域への周知を行う。 ・各種自主事業の開催 |
| 6. サービス向上に向けた取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ・他のコミュニティセンター及びコミュニティハウスとの連携を図り、積極的な情報交換を行う。 ・毎月 1 回の内部研修を行い、施設の管理運営におけるスキルアップを目指す。 ・施設の利用者の拡大や利用率アップ、情報発信を図るため、年 3 回広報誌を発行するなど広報活動に積極的に取り組む。 |
| 7. 要望や苦情への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱の設置や利用者への声掛け ・利用者懇談会を年 1 回実施 ・利用者の要望や苦情に適切に対応し、必要に応じ区へ報告 |
| 8. 従事者の雇用・労働条件 | <p>管理人 4 名雇用（常時 1 名勤務）</p> <p>①月曜日から木曜日（下記ローテーションを 4 名が一週交替で勤務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前 8 時 45 分～午後 1 時 ・午後 12 時 45 分～午後 5 時 ・午後 5 時～午後 9 時 15 分 <p>②金曜日から日曜日（下記ローテーションを 2 名が交替で勤務し 2 名が休む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前 8 時 45 分～午後 3 時 ・午後 3 時～午後 9 時 15 分 <ul style="list-style-type: none"> ・休日：毎週 1 日以上の日を与える ・賃金：1 か月あたり月給 84,500 円 ・時間外勤務手当：時間外勤務発生時に関係法令に基づき支払い ・年次有給休暇：関係法令に基づき年次有給休暇を与える ・労働保険への加入 |
| 9. 安全確保・災害時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機対策マニュアル作成 ・避難訓練を年 2 回、AED 取扱講習会を年 1 回実施 |
| 10. 社会貢献活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・青山小学校児童の仕事体験を受け入れ ・月曜日の開館、無稼働部屋を高齢者を主に利用開放 ・自治会・町内会など地域コミュニティの優先利用 |
| 11. ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理人のうち少なくとも 1 名は女性を雇用 ・女性の視点や意見を反映していくため、管理運営のための会議を活用し、年 1 回以上は女性の協議会関係者らと交えた意見交換を行う。 |
| 12. 個人情報保護の取り組み、関係法令の遵守 | <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの作成 ・年 1 回以上内部研修を実施 |

| 施設名 | 新潟市五十嵐コミュニティハウス |
|--------------------------|--|
| 団体名 | 五十嵐小学校区コミュニティ協議会 |
| 1. 団体について | <p>設立：H18. 6. 4</p> <p>組織体制：役員 12 名（会長以下 10 名、監事 2 名）</p> <p>五十嵐小学校区の自治会・町内会及び関係団体から選出された代表者により構成。</p> <p>五十嵐小学校区内の連帯感と住民の健康増進に努め、地域コミュニティ活動の発展・振興を図り、ハウスの利用者が施設を等しく利用できるような努め、有効利用と経費削減を図り、事業計画に沿って適正に管理し、地域との交流促進を図ることを基本方針とする。</p> |
| 2. 施設の管理方法 | <p>運営に関する業務</p> <p>1. 日常業務</p> <p>①利用受付 ②利用料金の領収、還付 ③来館者の確認、記録 ④日報の作成 ⑤トラブル対応 ⑥個人情報の保護、守秘義務の徹底 ⑦適正利用の指導 ⑧条例で定める規定による退去命令</p> <p>2. 月間業務</p> <p>①予算執行状況を取りまとめ、区へ報告。</p> <p>②利用の許可及び利用状況を取りまとめ、区へ報告。</p> <p>3. 年間業務</p> <p>①収支決算書・事業報告書を作成し指定管理料の精算を行う。</p> <p>②職員研修を行い接遇マナーの向上に努める。</p> <p>③問題が生じた場合適宜役員会議を開催し、問題の早期解決に努める。</p> <p>④休館日又は開館時間を変更する場合市長の承認を受ける。</p> <p>⑤利用料金に関する場合は市長の承認を受ける。</p> <p>⑥施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務について行う。</p> <p>維持管理に関する業務</p> <p>1. 日常業務</p> <p>①施設及び設備等の維持管理 ②開錠、施錠等の管理 ③建物、設備、物品等の管理 ④整理整頓、清掃、安全点検</p> <p>2. 月間業務</p> <p>①定期的に屋内外の安全点検を実施し不備等がある場合は、区へ報告を行う。</p> |
| 3. 予算の範囲内での適正な執行 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要の無い箇所の消灯 ・空調の温度管理 ・裏紙の再利用など消耗品の消費を抑える。 |
| 4. 事業提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・発表会 ・広報誌の発行 ・まちづくりセンターとして、地域課題の解決を図る。 |
| 5. 稼働率アップへの取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等による情報発信により、地域への周知を行う。 ・自主事業の開催 |
| 6. サービス向上に向けた取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ・他のコミュニティセンター及びコミュニティハウスとの連携を図り、積極的な情報交換を行う。 ・随時内部で話し合い、施設の管理運営におけるスキルアップを目指す。 ・施設の利用者の拡大や利用率アップ、情報発信を図るため、定期的に広報誌を発行するなど広報活動に積極的に取り組む。 |
| 7. 要望や苦情への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱設置 ・利用懇談会を年 1 回実施 ・利用者の要望や苦情に適切に対応し、必要に応じ区へ報告 |
| 8. 従事者の雇用・労働条件 | <p>管理人 3 名雇用（常時 1 名ないし 2 名勤務）</p> <p>①早番 8 時 30 分から 15 時 30 分まで</p> <p>②遅番 14 時 30 分から 21 時 30 分まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日：毎週 1 日以上の日を休ませる ・賃金：950 円/1 時間 ・時間外勤務手当：時間外勤務発生時に関係法令に基づき支払い ・年次有給休暇：関係法令に基づき年次有給休暇を与える ・労働保険への加入 |
| 9. 安全確保・災害時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機対策マニュアル作成 ・避難訓練を年 2 回実施 |
| 10. 社会貢献活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・五十嵐小学校の地域探訪などの受け入れ ・地域の幼児とその保護者の集まりを開催 ・自治会・町内会など地域コミュニティの優先利用 |
| 11. ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理人のうち少なくとも 1 名は女性を雇用 ・女性の視点や意見を反映していくため、年 1 回以上は女性の協議会関係者らと交えた意見交換の場を開催 |
| 12. 個人情報保護の取り組み、関係法令の遵守 | <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの作成 ・年 3 回内部研修を実施 |

指定管理者収支計画書一覧

収入

(単位：円)

| 項目 | 坂井輪コミュニティセンター | 西コミュニティセンター | 青山コミュニティハウス | 五十嵐コミュニティハウス |
|-------------|----------------------|--------------|-----------------|------------------|
| | 坂井輪コミュニティセンター管理運営委員会 | 西内野コミュニティ協議会 | 青山小学校区コミュニティ協議会 | 五十嵐小学校区コミュニティ協議会 |
| 新潟市からの指定管理料 | 8,386,000 | 12,232,000 | 6,604,000 | 8,043,000 |
| 利用料金 | 2,100,000 | 2,840,000 | 1,704,000 | 1,900,000 |
| その他 | 320,000 | 590,000 | 1,408,161 | 630,000 |
| (その他の内繰越金) | (290千円) | (300千円) | (497千円) | (100千円) |
| 収入合計 | 10,806,000 | 15,662,000 | 9,716,161 | 10,573,000 |

支出

(単位：円)

| 項目 | 坂井輪コミュニティセンター | 西コミュニティセンター | 青山コミュニティハウス | 五十嵐コミュニティハウス |
|------|----------------------|--------------|-----------------|------------------|
| | 坂井輪コミュニティセンター管理運営委員会 | 西内野コミュニティ協議会 | 青山小学校区コミュニティ協議会 | 五十嵐小学校区コミュニティ協議会 |
| 人件費 | 5,730,000 | 5,433,000 | 5,099,000 | 4,680,000 |
| 管理費 | 3,384,000 | 7,452,000 | 2,265,000 | 3,800,000 |
| 事務費 | 511,000 | 1,730,000 | 1,927,800 | 1,700,000 |
| 事業費 | 549,000 | 330,000 | 0 | 20,000 |
| その他 | 632,000 | 717,000 | 424,361 | 373,000 |
| 支出合計 | 10,806,000 | 15,662,000 | 9,716,161 | 10,573,000 |